

協同組合ギフト庄内町（旧協同組合ギフトあまるめ）発行の商品券について

重要なお知らせ

令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月）

「協同組合ギフトあまるめ」発行のひまわりカード商品券に係る払戻申出受付開始のお知らせ

この度、協同組合ギフト庄内町における「協同組合ギフトあまるめ」発行のひまわりカード商品券のサービス終了にあたり資金決済に関する法律第20条第1項に基づき下記のとおり未使用残高をお客様に払戻しいたしますので、期間内に払戻の手続きを行っていただきますようお願い申し上げます。

記

- ◆対象◆ 「協同組合ギフトあまるめ」発行のひまわりカード商品券 2種類
500円券・1,000円券
- ◆申出期間◆ 令和3年12月1日（水）～令和4年2月28日（月）
午前10時～午後3時（土日祝祭日、12/29(水)～1/3(月)を除く）
※この期間内に申出がない場合、当該払戻手続きから除斥されますのでご注意願います。
- ◆申出・払戻方法◆ 「協同組合ギフトあまるめ」発行のひまわりカード商品券と認印を必ずお持ちください。現金による払戻しを行います。
- ◆申込先◆ 協同組合ギフト庄内町 庄内町余目字三人谷地13-1
電話 0234-42-2556
- ◆払戻しができない場合◆ ・ひまわりカード商品券が偽造又は変造されたもの
・ひまわりカード商品券の2分の1以上が減失しているもの
・ひまわりカード商品券の破損、汚損が著しいもの
- ◆払戻を行う発行者◆ 協同組合ギフト庄内町
- ◆お問合せ◆ 協同組合ギフト庄内町 事務局
〒999-7781 庄内町余目字三人谷地13-1
電話 0234-42-2556（平日 午前10時～午後3時）